

令和8年6月1日から 入院時の食費の負担額が変わります

近年の食材費等が高騰していること等を踏まえ、健康保険法等の規程に基づき、入院時の食費の負担額が以下の通りに変更になります。

入院時食事負担額			
区分		2026年 5月31日まで	2026年 6月1日から
70歳未満の患者様	70歳以上の患者様		
区分ア	現役並みⅢ	510円/1食 (※)	550円/1食 (※)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	240円/1食 長期入院該当で 190円/1食	270円/1食 長期入院該当で 220円/1食
	低所得Ⅰ	110円/1食	130円/1食

※ 指定難病又は小児慢性特定疾病の方は300円から330円に変更になります。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。



黒石あけぼの病院

病院長